

1月26日(火) 文化財 防火デー

～育てよう 歴史を守る 防火の心～



文化財防火デーは、昭和24年1月26日に法隆寺金堂壁画が火災により焼失したことを契機として定められたものです。

文化財火災防御訓練

秋川消防署と市消防団(第5分団)などで、文化財防火デーに合わせて訓練を行います。

日時 1月26日(火) 午前10時(予定)
場所 広徳寺
問合せ 地域防災課防災安全係

防災と

ボランティア週間

1月15日(金)～21日(木) 1月17日は「防災とボランティアの日」です。平成7年1月17日に発生した「阪神・淡路大震災」を踏まえ、設けられました。ボランティア活動への理解と認識を深め、防災行動力の向上を促進させることを目的としています。

「あきる野市 男女共同参画推進 市民会議」委員を公募します

市では、男女共同参画社会の実現を目指し、市民と行政のパートナーシップにより、あきる野男女共同参画計画「男女共同参画プラン」を推進するため、委員

を公募します。

応募資格 市内在住・在勤で男女共同参画の推進に協力していただける方
募集人数 3人以内(選考により決定)
任期 平成22年3月から2年間(予定)
謝礼 予算の範囲内
会議 隔月で1回2時間程度
応募方法 原稿用紙等に「男女共同参画について

国民年金は 20歳から



国民年金は、日本に住む20歳以上60歳未満の方が加入する制度です。年金を受け取るには、保険料をきちんと納める必要があります。

20歳の誕生日になると日本年金機構から「国民年金のご案内(加入届)」が郵送されますので、市役所で手続きをしてください(厚生年金保険や共済組合に加入中の方を除く)。

特別として若年者納付猶予制度や学生納付特例制度があります。

窓口 保険年金課年金係
五日市出張所市民総合窓口係
問合せ ねんきんダイヤル(0570・05・1165、IP電話・PHS03・6700・1165)
青梅年金事務所(代表0428・30・3410)

2010年世界農林業センサス(統計調査)にご協力ください

2月1日を基準日として5年ごとに行われる農林業センサスは、農林業の経営主を対象に経営状況などの調査を行うものです。調査の結果は、農林行政の企画立案や中・長期的な国土利用計画と経済計画の策定、地方交付税の算出の基礎資料として利用されます。

調査対象となるお宅を、都知事から任命された統計調査員が1月下旬ごろから訪問します。農林業の現状を知り、未来へつなげるための大切な調査ですので、ご協力をお願いします。

問合せ 総務課庶務係
家屋を新築、増築、取り壊しされた方は「ご連絡ください」

固定資産税のお知らせ
家屋を新築、増築、取り壊しされた方へ、平成21年中に新築、増築(家屋調査済みを除く)した家屋は、固定資産税と都市計画税(市街化区域内に

限るの対象になります。また平成21年中に取り壊された家屋は、平成22年度から課税されません。家屋を新築、増築や取り壊された方は、連絡してください。

償却資産がある方へ、平成22年1月1日現在、市内で工場、商店などを経営している方や、駐車場やアパートなどを貸し付けている個人と法人が、その事業のために用いている構築物、機械、装置、備品などは、償却資産として固定資産税の対象になりますので申告してください。

申告期限: 2月1日(月) (土曜・日曜日、祝日を除く)
その他: 新規に事業を始めた方で申告用紙が必要な方は、連絡してください。

連絡・問合せ 課税課家屋資産税係

外国人学校に通学している児童・生徒の保護者に授業料の一部を補助します

対象 外国人学校(学校教育法に規定する各種学校のうち、義務教育年齢に該当する外国人を対象として教育を行う学校)に通学している児童・生徒(平成6年4月2日から平成15年4月1日まで生まれ、外国人登録原簿に登録されている方)の保護者で、児童・生徒と同一の世帯に属し、外国人登録原簿に登録されている方

対象経費 児童・生徒が外国人学校に在籍した期間、保護者が納入した授業料の一部
補助金額 児童・生徒1人につき月額2000円
問合せ 教育総務課教育

総務係(直通558・2406)

指定学校 変更の手続き

昨年行った事前調査で、隣接している学区の学校に進学させたいなどの理由で、「指定学校変更希望事前調査票」を提出した方は、手続きをしてください。指定学校の変更を希望する方は、相談してください。

問合せ 指導・学務課学務係(直通558・2412)

保存緑地と公開緑地の指定制度

市では、緑地を保全し、緑化を推進するため、保存緑地と公開緑地の指定制度を設けています。保存や公開することがふさわしい緑地(樹林地・樹木・屋敷林・生け垣)がありましたら推薦してください。指定は、市長が必要と認め、所有者などの同意のあと、緑地保全審議会に意見を求め決定します。

問合せ 環境課環境・緑化係
二テイホール 相談員 弁護士、税理士 宅地建物取引主任者 主催(財)全日本不動産協会 東京都本部多摩西支部 問合せ 市民課市民相談窓口係(直通558・216)



融資相談

中小企業、小規模事業者のための融資制度をご利用ください

中小企業振興資金・小口零細企業保証資金 市内中小企業者の健全な育成と振興を図ることを目的

に、商品、原材料、仕入などに要する運転資金や、機械器具購入などに要する設備資金を低利で融資します。さらに、市が一定の利子補給を行います(表1)。(表1) 小規模事業者経営改善資金 経営の改善を目指す方に、商工会長の推薦で株式会社日本政策金融公庫から、無担保、無保証人、低利で融資します。さらに、市が一定の利子補給を行います(表2)。

表1 中小企業振興資金・小口零細企業保証資金

資金用途	融資限度額	償還期間
運転資金	500万円	100万円以下の場合2年以内、100万円を超える場合は3年以内(うち据置期間6か月以内)
設備資金	700万円	200万円以下の場合3年以内、200万円を超える場合は5年以内(うち据置期間6か月以内)

*運転資金や設備資金を併用の場合、融資限度額は700万円です。

表2 小規模事業者経営改善資金

資金用途	融資限度額	償還期間
運転資金	1500万円	7年以内(うち据置期間1年以内)
設備資金		10年以内(うち据置期間2年以内)